

清華簡『行称』『病方』から見る術数と方技の関係

六車 楓

はじめに

二〇二〇年一二月、『清華大学蔵戦国竹簡（拾）』（黄徳寛主編、清華大学出土文献研究与保護中心編、中西書局）が刊行された。本冊は、告辞や天文術数、時令説、医学に関わる五文献を収録し、いずれも伝世文献には見られない古逸書である。論者（六車のことを指す。以下同様）はその中でも、時令説と睡虎地秦簡などの『日書』の特徴を併せ持つ『行称』を取り上げて考察することとした。最も興味深く思われるのは、簡潔な処方集である『病方』^{（注1）}と同冊にまとめられているという点である。『行称』と『病方』という二つの文献は、なぜ同冊に筆写されたのであろうか。

本稿では、『行称』の釈読を通して内容理解に努めた後、『病方』と同冊になっている理由を探るべく、伝世文献や他の出土資料も用い、古代の人々が思想や書籍の種類をおおよそどのように捉えていたのかについて検討していきたい。

一 『行称』書誌情報

本章では、『清華大学蔵戦国竹簡（拾）』の整理者（賈連翔氏）がまとめた書誌情報に基づき、論者の見解も一部加えつつ、『行称』の概要を述べる。

『行称』は『病方』とともに、もともと一巻の竹書に抄録され、全て簡長が約三二・八センチメートル、幅は約〇・六センチメートルである。竹簡の正面下部の余白には次序番号があり、「十九」まで編まれている。第一・第二五簡は佚しており、第一一簡はわずかに下部が半分以下の長さのみ残っているが、残りの一六枚は基本的に完整簡である^{（注2）}。第一から第一〇簡、および第一三・第一四簡の内容は性質が全く異なり、字迹もそれぞれ違っていることから（図1）、別人により筆写されたと推測でき、これを踏まえて簡文は『行称』と『病方』の二篇に分けて釈読されている。これらの篇題は、整理者による仮題である。第一六から第一九簡までは番号以外に文字が書かれておらず、清華簡の中では初めて見るものである。

第四簡の文末に截止符(注3)があるため、本巻はもと第一五簡以降全て空白簡であったと推測でき、用途から考えると、そこにはさらに他の内容を書き写すことができたはずである。

『行称』は本巻の前半一〇枚に書かれ、わずかに下部が半分以下の長さのみ残っている第一一簡は編号を除いて、本文の文字が記されていない。整理者は、ここから推測して、本篇の内容は一枚を超えないと考えている。また、第一〇簡の末句はすでに竹簡の下端まで書かれているが、その内容は整っており、本篇がここで完結している可能性も捨てきれないとして、同じ『清華大学蔵戦国竹簡(拾)』収録の『四告』全巻における書写の書式も参考にすると、第一一簡も元は空白の「隔簡」であった可能性もあると述べる。しかしながら、この第一一簡が隔簡である可能性については、再考の余地がある。『四告』の整理者は、第一一簡を第一節、第一六〇第二五簡までを第二節、第二六〇第三七簡を第三節、第三八〇第五〇簡を第四節とし、そのうち、欠簡の第一五〇第二五簡を空白簡と見なしている。しかし、第三節から第四節の境目では、第三節の終わりに墨鉤を打ち、留白を残してただ改行しているだけであり、これを見ると、第一節と第二節の間および第二節と第三節の間にも隔簡はなかった可能性の方が高いと思われる。『四告』の第一五〇第二五簡に文章が書かれていたかどうかは判断できないが、第一四簡と第二三簡はどちらも竹簡の中間部分で文章が終わっており、文末には墨鉤があるため、第三節と第四節の書式に照らし合わせてみれば、第一五簡・第二五簡はそれぞれ第二節・第三節の冒頭として、第一六〇第二六簡に続く文章が記されていたことも考えられる。これに鑑みると、『行称』の第一一簡も隔簡ではなく、文字が書かれていた可能性は十分にあり得る。確かに、『行称』第一一簡の文末には截止符がついているが、だからといって文章がそこで完結するとは限らない。

簡文は「凡そ称^よしきを行うの道は、月に六称、歳に四合あり(凡行稱之道、月六稱、歳四合)」から始まり、その後は順を追ってひと月における「六称」の具体的な日程と利害、効果を記す。その内容は施政に関わるものである。先秦の時令説文献は比較的多く流伝しており、「月」を軸とするものには『呂氏春秋』十二紀や『礼記』月令・『淮南子』時則訓などがある。「日」を軸とするものには、例えば睡虎地・九店・周家台などの簡牘に見える『日書』がある。『行称』は「月令」の政令性と『日書』の緻密性、つまり、『礼記』月令のような特定の時期に特定の行事を行うべきとする記述と、日に行事を配当し、ひと月の流れを記す『日書』に近いという特徴を兼ね備え、ひと月における政務の要件と禁忌を専ら述べており、このような内容は先秦の時令説文献で初めて見るものである。

二 『行称』釈読

本章では、『行称』の釈読を行う。原文の「」は竹簡番号、積文の【】は語注の番号である。竹簡の下端に書かれた編号は省略した。また、語注において、整理者の注釈は「原注〇(整理者がつけた注釈番号)」と表現した。簡文の改行は、整理者に従い、便宜上論者が行ったものである。

《原文》

「一」凡行^レ曼^レ之道。月六^レ曼^レ戡^レ四^レ倉。月朔之日^レ曼^レ。裕文至日晝夕發内月五日^レ曼^レ均^レ民。【二】明日而發。内月旬日^レ曼^レ共^レ祀^レ明日而發。旬又五日^レ曼^レ弔^レ袞^レ明日而發。【二旬^レ曼^レ綽。【三】武^レ明日而發。二旬又五日^レ曼^レ繹^レ旦^レ明日而發。【二余^レ四日亡^レ可以爲。是胃^レ瀆^レ日。】

裕文【四】凡告必許。不可以芟。未至遂。曼之日而又啻。曼之於不裕。曼均民利分劑【五】。母又貴。義必均。奴不均。曼於牛馬。曼共祀。利卜。簪。衽。締之事。奴弗爲。曼【六】於五種不陞。曼弔。棗。利。敗。轅。花。馬。緹。紘。土。衽。衽。事。奴。弗。爲。曼於少子。徒【七】。幾。楚。野。人。曼。綽。武。利。嬰。兵。虛。攸。寶。庫。奴。弗。爲。曼。貨。資。速。後。芒。奴。曼【八】。緹。利。伐。殺。型。殍。四。正。之。月。而。羅。晶。以。倉。凡。曼。之。日。酒。又。曼。酒。或。又。曼。又【九】。出。酒。或。又。曼。又。惠。酒。或。又。惠。又。啻。酒。或。又。惠。凡。發。之。日。又。曼。酒。或。又。出。【一〇】。酒。或。又。出。又。啻。酒。或。又。啻。又。惠。酒。或。又。啻。倉。之。日。而。才。曼。而。又。曼。必。三。

《釈文》

凡行稱【1】之道、月六稱【2】、歲四合【3】。月朔之日稱裕文【4】、至日晝、夕廢【5】。入月五日稱均民【6】、明日而廢。入月旬日稱恭祀、明日而廢。旬又五日稱弔勞【7】、明日而廢。二旬稱綽武【8】、明日而廢。二旬又五日稱緹抑【9】、明日而廢。其餘四日亡可以爲、是謂廢日【10】。裕文、凡告比許、不可以怒。未至後稱之日而有惡、得之於不裕【11】。稱均民、利分幣【12】、母有貴賤、比均。如不均、吝於牛馬【13】。稱恭祀、利卜筮・攻禘【14】之事、如弗爲、吝於五種不登【15】。稱弔勞、利田獵・馳馬・畢弋・土功之事【16】、如弗爲、吝於小子・徒衛・野里人【17】。稱綽武、利攝兵甲、修府庫【18】、如弗爲、吝貨資速散亡【19】。如稱緹抑、利伐殺刑戮【20】。四正之月【21】、月而離參以合【22】。凡稱之日將有得、將又有得。有喪、將又有得。有喜、將又有喜。有惡、將又有喜【23】。凡廢之日有得、將又有喪。有喪、將又有喪。有惡、將又有

惡。有喜、將又有惡【24】。合之日而在稱而有得、比三【25】。

《書き下し文》

凡そ稱しきを行うの道は、月に六稱、歲に四合あり。月朔の日は裕文に稱し、日昼に至り、夕に廢る。月に入ること五日は均民に稱し、明日にして廢る。月に入ること旬日は恭祀に稱し、明日にして廢る。旬にして又た五日は弔勞に稱し、明日にして廢る。二旬は綽武に稱し、明日にして廢る。二旬にして又た五日は緹抑に稱し、明日にして廢る。其の余り四日は以て為すべきこと亡し、是れ廢日と謂う。

裕文は、凡そ告して比びに許す、以て怒るべからず。未だ後稱の日に至らずして惡有りて、之を裕ならざるに得。均民に稱しとは、幣を分かつに利し、貴賤有ること母くして、比びに均しくす。如し均しくせざれば、牛馬を吝う。恭祀に稱しとは、卜筮・攻禘の事に利し、如し為すこと弗くんば、五種の登らざるを吝う。弔勞に稱しとは、田狩・馳馬・畢弋・土功の事に利し、如し為すこと弗くんば、小子・徒衛・野里の人を吝う。綽武に稱しとは、兵甲を撰め、府庫を修むるに利し、如し為すこと弗くんば、貨資の速く散亡するを吝う。如し緹抑に稱しければ、伐殺刑戮に利し。四正の月、月而し參に離れば以て合たり。

凡そ稱しきの日に得有れば、將に又た得有らんとす。喪有れども、將に又た得有らんとす。喜有れば、將に又た喜有らんとす。惡有れども、將に又た喜有らんとす。凡そ廢れるの日に得有れども、將に又た喪有らんとす。惡有れば、將に又た惡有らんとす。喜有れども、將に又た惡有らんとす。合の日にして稱しきに在りて得有り、比ぶこと三あり。

そもそも（時宜に）適ったことを行う道は、ひと月に六称、一年に四合ある。月の一日は文治を広げるのに適し、（その効果は）日昼に極まって、夕方には廢れる。その月の五日は民（の財産）を均一にするのに適し、翌日に（その効果は）廢れる。その月の一〇日は慎ましく祭祀を行うのに適し、翌日に（その効果は）廢れる。（その月の）一五日は（民の）業務（の現況）を問い、見舞うのに適し、翌日に（その効果は）廢れる。（その月の）二〇日は武備を拡張し余裕のある状態にするのに適し、翌日に（その効果は）廢れる。（その月の）二五日は（民を）抑制するのに適し、翌日に（その効果は）廢れる。（ひと月のうち称日以外の）残りの四日間はずべきことがなく、これを「廢日」という。

文治を広げるとは、そもそも（為政者が民に徳のある言葉を）語り（その言葉一つ一つを）全て（実行すると民に）約束することで、（感情任せに民に）怒ってはならない。（しかし、このような姿勢で政事に臨まなければ、）後称の日（である五日目）に至らない間に禍が起こり、結局（文治を）広げることができない状態でその禍を受けてしまう。民（の財産）を均一にするのに適しているとは、財を分配するのによいということであり、貧富の差が無いようにして、皆等しくする。もし等しくしなければ、（為政者は民が）牛馬を（飼えなくなることを）憂う。慎ましく祭祀を行うのに適しているとは、卜筮や祭祀を行うのによいということであり、もし（そのときに卜筮・祭祀を）行わなければ、（為政者は）五穀が実らなくなることを憂う。（民の）業務（の現況）を問い、見舞うのに適しているとは、狩猟・馳馬・射獵・土木工事をするのによいということであり、もし（そのときにこれらを）行わなければ、（為政者は戦争の被害をいち早く受ける）子供・

衛兵・田舎に住む者のことを憂う。武備を拡張し余裕のある状態にするのに適しているとは、武器や甲冑を整え、国家の器物や武器をしまっておく倉庫を修繕するのによいということであり、もし（そのときにこれらを）行わなければ、（為政者はそれらの）貨物資材が早く失われてしまうことを憂う。もし（民を）抑制するのに適していれば、処刑によい。（二至二分の）四正の月〔Month〕に、月〔moon〕が（二十八宿の）参宿を通過すれば、（その日を）合日とする。

そもそも（施政に適した）称日に（国家の）利益となることがあれば、さらに利益になることが起きるであろう。（国家の）損失となることがあっても、さらに（それを上回るような）利益となることが起きるであろう。（国家にとっての）福があれば、さらに福がもたらされるであろう。（国家にとっての）禍があっても、さらに（それを上回るような）福が起きるであろう。そもそも（称の効果が無くなる）廢日に利益となることがあれば、さらに（それを上回るような）損失がもたらされるであろう。禍があれば、さらに禍が起きるであろう。福があっても、さらに（それを上回るような）禍が起きるであろう。合の日と称日と利益があること、（この）三つが並ぶ。

《語注》

【1】行稱

原注一は、「**憂**」字は楚文字の「**称**」字の通行書法で、適うこと・よいことであるとす。

「**称**」字を「よろし」と読む用例は、『荀子』礼論に「貴賤等有り、長幼差有り、貧富輕重皆な称有る者なり（貴賤有等、長幼有差、貧富輕重皆有稱者也）」とあり、楊倞は「称は、各おの其の宜しきに当たるを謂う（稱、

謂各當其宜」と注する。

【2】六稱

原注二の述べる通り、「六稱」とは後文の「裕文」「均民」「恭祀」「弔勞」「綽武」「緝抑」をまとめて指す。

【3】歳四合

原注三の述べる通り、「歳四合」は、一年のうち四回ある合日のことを指し、この日は六称を行うのに適している。

ここで言う合日とは、地球が二至（夏至点と冬至点）二分（春分点と秋分点）に位置する日のこと。

【4】裕文

原注四によると、「裕」字は第五称「綽武」の「綽」字と意味が近く、『孟子』公孫丑下に「豈に綽綽然として余裕有らざらんや（豈不綽綽然有餘裕哉）」と、その趙岐注に「綽・裕は、皆な寛なり（綽・裕、皆寛也）」とある。また、文は文治・文事を指し、「武」と相對する可能性を指摘する。

この他、『詩』小雅・角弓にも「綽綽として裕有り（綽綽有裕）」とあり、ゆったりとして迫らないという意味である。ここから、余裕のある状態まで拡張すると解釈して、「裕文」を「文治を広げる」と訳出した。なお、「裕文」の用例は伝世文獻に見られない。

【5】至日晝、夕廢

原注五によると、「至」字は極まるの意味で、「發」字は「廢」字に読み、止むの意味。

「發」字を「廢」字に読み替えられる根拠には、『莊子』列禦寇の「先生既に來たる、曾ぞ藥を發せざるや（先生既來、曾不發藥乎）」という記述がある。これについて、『經典釈文』は、司馬本では「發」字を「廢」字に作るとし、郭慶藩は古代においては音が同じであって、両字は通仮していたと述べる。この『莊子』の一連の記述も踏まえ、本稿でも「發」字を「廢」字で解釈する。

【6】均民

原注六の述べる通り、「均」は『説文解字』土部に「平偏也」と、『逸周書』糴匡解に「征して商旅に当たり、以て窮乏を救う。……分助して匡有りて、以て無き者を綏やすんず、是に於いて困ますしきを救う（征當商旅、以救窮乏。……分助有匡、以綏無者、於是救困）」と、同書の大匡解には「均」が全部で九つ見え、その最後の言葉には「平均して乏無し、民を利用して淫みだれず（平均無乏、利民不淫）」とある。そして、これは『史記』平準書と似ており、全て均民の道に関するものである。

この他、『大戴礼記』盛徳には「善く民を御する者は、其の徳法を正し、其の官を飭とよえて、民力を均しくし、民心を和す（善御民者、正其徳法、飭其官、而均民力、和民心）」とあり、仁徳と法を正して役人を整え、民の財力・労働力を等しくして、民の心を和らげることのできる人が、理想の為政者とされている。『大戴礼記』がまず「其の徳法を正し」て、その後「民力を均しく」すると説くのは、『行称』が第一称を「裕文」、第二称を「均民」とすることと順序が一致し、為政者がなすべきことは、古くから変わらないことが分かる。さらに、『荀子』成相には、臣下が「事業上に聴き、相使を得ること莫くんば、民力一なり（事業聴上、莫得相使、一民力）」とあり、ここでも政治が正しく行われれば、民の財力・労働力は均一になる

ことが説かれている。

【7】弔勞

民の業務の状況を問い、見舞うこと。原注八は『周礼』夏官司馬・大司馬の「王士庶子を弔勞すれば、則ち相たり（王弔勞士庶子、則相）」などを根拠に、「弔勞」を死者を祭って遺族を慰めることと解釈しているが、この解釈に従うと、第二段落で「弔勞」に適した日とは、「田狩・馳馬・畢弋・土功の事に利し」、つまり狩りや馳馬、土木工事といった、軍事演習の側面もある労役を行うのに適した日のこととされているのとつじつまが合わない。よつてここは、死者への弔いを言っているのではなく、「勞を弔う」と読んで、民の業務の状況を問い、見舞うと解した方がよいのではないだろうか。「弔」を「問う、見舞う」の意味で使う用例は、『孟子』滕文公下に「公明儀曰く、「古の人三月君無くんば則ち弔う」（公明儀曰、「古之人三月無君則弔）」とあり、「無君則弔」について『孟子注疏』孫奭疏は、「如し其の君を佐くるを得ずんば、乃ち之を弔問す（如不得佐其君、乃弔問之）」と述べる。本稿では、この孫奭疏に基づいて解釈する。

【8】綽武

原注九によると、「綽」字は「裕」の意味に近い。「綽武」は武事を発展させること。伝世文献に用例はない。

【9】縶抑

原注一〇は「縶」字を制限することと解し、二文字目の「抑」字も類義語とする。

第二段落で処刑することとも繋げて書かれているため、本稿も原注に従って人を抑制するという意味で取った。

【10】其余四日亡可以爲、是謂廢日

原注一一によると、これは朔望月曆法を採用している。整理者は、小の月は二九日、大の月は三〇日であり、簡文の「二旬又五日」の後にまた「其余四日」と述べるのは小の月を用いて数えているようであると述べる。これはつまり、六称目が終わってから残った四日のことを指す。この他、整理者は大の月の場合についても言及する。大の月であれば、六称は均等に分かれ、それぞれ四日間隔が空くことになるため、「其余四日」はこの概数を取って言った可能性もあり、清華簡『筮法』乾坤運転に「坤晦の日乾を逆（坤）を以て巽に当たる。月に入ること五日巽を捨て乾坤長に当たる（巽（坤）朔（晦）之日逆乾（乾）以長（當）巽。内（入）月五日豫（舍）巽、乾（乾）巽（坤）長（當）長」とあることを根拠に、「晦」を一番初めの称とすれば、その他の五称との日付の間隔は同じになるという。つまり、晦日の廃日から始めれば、「裕文」のブロックにも廃日が四日あることになるということである。ただ、整理者は、古の人々が習慣的に「朔」を月の初めとしていたので、第一称は第二称との間隔がわずか三日しかなく、行称の時間は「至日晝、夕廢」となっていて、これもまたその他の五称が「明日而廢」とするのと異なると付言している。

【11】凡告比許、不可以怒、……得之於不裕

「告比許」の「告」字は語る、「許」字は約束するの意味で、主語がないために文意を図りかねるが、文治を行う為政者が民に徳のある言葉で語り

かけ、徳政を行うと民に約束すると解釈した。「許」字を約束するの意で取る用例は、『史記』高祖本紀に「何ぞ自ら妄りに劉季と許さん（何自妄許與劉季）」とある。

また、原文の「必」字は「比」字に読み替えて「並びに、皆」の意味とした。何有祖氏は、上博楚簡『景公瘡』の「盍必死愈爲樂乎」という記述が『晏子春秋』内篇・諫上・景公信用讒佞賞罰失中晏子諫章の「死する比ひらまで勉めて楽しみを為さんか（比死者勉爲樂乎）」という記述に対応することを踏まえ、「必」字を「比」字に読み替えている（注4）。これら二つの文字は韻部が同じ質部であり、読み替えに問題は無い。

原注一二は、「苒」字を「怒」字に読み替え、『礼記』内則「若し教うべからざるときは、而る後に之を怒せむ（若不可教、而後怒之）」の鄭玄注に「怒、謹責也」とあるのを根拠に責めるの意味で解釈している。「苒」字は、上博楚簡『從政』乙篇第三簡にも見え、その原注は「苒」字が「怒」字である。「苒」字から「心」字を省略したものであるとし、「怒」字に読み替えて解釈している。『行称』の整理者は、この読み替え例などに基づいて「怒」字に理解したのであろう。本稿もこれに従い、「怒」字で解釈するが、整理者とは異なり、そのまま怒るの意味で取る。「怒」字を怒るの意味で使う例は、『論語』雍也に「怒りを遷さず、過を貳びせず（不遷怒、不貳過）」とあり、何晏注は「凡そ人は情に任せて喜怒し、理に違う。顔淵道に任せて怒り、過分ならず（凡人任情喜怒、違理。顔淵任道怒、不過分）」と述べる。『行称』で禁じられている怒りも、何晏の言う感情任せな怒りであると思われる。為政者としては、道理に則って人々を律する程度には怒ることも必要であり、よって論者は、この「不可以怒」は怒ること全てを禁じるものではないと捉えた。

あるいは、清華簡『管仲』簡一に「中（仲）父、君子季（學）、女（如）

可（何）」とあることに従い、「苒」字の旁である「女」字を「如」字に読み替え、さらに「女」字や「如」字と同じ魚部に属する「怒」字とし、「不可以怒」で「民を思いやらなければ……」と後文に繋げて訳することも可能であろう。

この一文をまとめると、為政者は文治を押し広げべく、民に徳のある言葉をかけ、それらの言葉一つ一つを全て実行すると民に約束すること、そして民に対して感情まかせに怒らないことが重要である。しかし、このような姿勢で政事に臨まなければ、「後稱之日」すなわち第二称の日までに禍が起こり、結果として文治を広げることが叶わない、という意味である。後文の第二称から第五称までと比較すると、文章構成が異なるばかりでなく、ここだけ次の称日までが為政者の査定期間のように扱われており、特異である。月の初めに、為政者の気を引き締める目的で、朔日の第一称がこのような内容となったのであろうか。

【12】分幣

原注一三の指摘するように、『漢書』食貨志下に「是に於いてか資幣を量り、軽重を権り、以て民を救う（於是乎量資幣、權輕重、以救民）」とあり、その顔師固注は「凡そ幣と言う者は、皆貨物を通じ、有無を易うる所以なり。故に金と錢と皆名を幣と為すなり（凡言幣者、皆所以通貨物、易有無也。故金之與錢皆名爲幣也）」などとある。

【13】吝於牛馬

「叟」字は「吝」字に読み、原注一四は『周易』に見える「悔吝」の「吝」と同じ意味であるとす。この「悔吝」という語は、『周易』の繫辞上伝に「悔吝者、憂虞之象也」とあることから、「憂う」と訳出した。「吝於牛馬」

とは、為政者が、貧富の差のせいで牛馬を飼える民と飼えない民が生じるのではないかと憂う、ということ。『大学』伝十章には「馬乗を畜うは、鶏豚を察せず。伐氷の家、牛羊を畜わず（畜馬乗、不察於雞豚。伐氷之家、不畜牛羊）」とあり、鄭玄は『礼記正義』において「鶏豚・牛羊は、民の畜養して以て財利と為す所の者なり（雞豚・牛羊、民之所畜養以爲財利者也）」と注する。また、『周礼』地官司徒の閭師には、「國中及び四郊の人民・六畜の数を掌り、以て其の力を任じ、以て其の政令を待ちて、以て時に其の賦を徴す（掌國中及四郊之人民・六畜之數、以任其力、以待其政令、以時徴其賦）」と、その賈公彦疏には「六畜謂馬牛羊豕犬鷄」とあり、牛馬は民の資産として国家によつて数が把握されていた。論者は以上の記述を根拠に、『行称』の「牛馬」も民の財産である牛馬を指しており、家計が貧しくなればなるほど牛馬を養えなくなるので、貧富の差が「吝於牛馬」に繋がると考えた。

【14】攻禘

「攻」は日食などの際に行う祭で、『周礼』春官宗伯・大祝に「六祈を掌りて以て鬼神示を同じくす。一に曰く類、二に曰く造、三に曰く禴、四に曰く祭、五に曰く攻、六に曰く説（掌六祈以同鬼神示。一曰類、二曰造、三曰禴、四曰祭、五曰攻、六曰説）」と、その鄭玄注に「禴祭は、之を告して以て時に災変有るなり。攻説は、則ち辞を以て之を責む。祭は、如し日食すれば朱絲を以て祭社し、攻は其れ鳴鼓然たるが如し（禴祭、告之以時有災變也。攻説、則以辭責之。祭如日食以朱絲祭社、攻如其鳴鼓然）」と見える。「禘」は王者が祖先を祭る大祭のことで、『礼記』大伝に「礼に、王たらざれば禘せず。王者は其の祖の自りて出づる所を禘し、其の祖を以て之に配す（禮、不王不禘。王者禘其祖之所自出、以其祖配之）」と、鄭玄注に

「凡そ大祭を禘と曰う。……大祭は其の祖先の由りて生ずる所なり、天を郊祀するを謂うなり（凡大祭曰禘。……大祭其祖先所由生、謂郊祀天也）」とある。

【15】五種不登

原注一五によると「陞」字は「登」と読み、五種とは五穀のことである。「五種」は『荀子』儒効に「高下を相、堯肥を視、五種を序るも、君子は農人に如かず（相高下、視堯肥、序五種、君子不如農人）」とあり、楊倞は「五種、黍・稷・豆・麥・麻」と注する。『孟子』滕文公上には「五穀登らず（五穀不登）」とあり、これらに従つて「五種が実らない」と解釈した。

なお、原注はこの句が清華簡『治政之道』第三五簡に見えることも指摘するが、その原文では「五」字が欠けており、整理者が文脈から補つて「五種不登」としている。当該部分は、為政者が賢者を登用せず、宮室を大きくするなどの贅沢ばかりをしておきながら、民の生活に関わる土木工事を行わない場合、五穀が実らない・府庫が満たされない・武器が整わないなどというような、国家の乱れに繋がるとされている（注5）。土木工事を行うこと、五穀・府庫・武器を充実させることは、『行称』でも言及されており、これらが国家運営の基本事業と考えられていたことが分かる。

【16】利田獵・馳馬・畢弋・土功之事

原注一六によると、「緝紘」は「畢弋」、あるいは「畢弋」、「畢翳」などとする事ができ、狩りのことを指す。

『国語』齊語には「田・狩・畢・弋し、国政を聴かず（田・狩・畢・弋、不聽國政）」と、その韋昭注には「田は、獵なり。狩は、圍守して禽を取るなり。畢は雉兔を掩るるの網なり。弋は、繳射なり（田、獵也。狩、圍守

而取禽也。畢、掩雉兔之網也。弋、繳射也」とあり、田・狩・畢・弋は區別されている。「田獵」は狩猟の総称であり、「畢弋」は網を使う射猟のこと。「馳馬」は『孟子』滕文公上に「吾他日未だ嘗て学問せず、馬を馳せ劍を試みるを好む（吾他日未嘗學問、好馳馬試劍）」と見える。「土功」は『春秋左氏伝』僖公十九年に「梁伯土功を好む（梁伯好土功）」とある。いずれも軍事演習の側面がある。

【17】吝於小子・徒衛・野里人

原注一七によると、「戮」字は「衛」字に読み、「徒衛」の語は『春秋左氏伝』文公七年に「乃ち多く之に徒衛を与う（乃多與之徒衛）」とある。また、「楚郟」は「野里」である。

「小子」は様々な意味で伝世文献に多数見えるが、ここでは『書』周書・酒誥に「文王小子・有正・有事に誥教す（文王誥教小子・有正・有事）」と、その孔安国伝に「小子、民之子孫也」とあるのに従って子供の意味で取る。「吝於小子・徒衛・野里人」とは、軍事演習の側面も持つ狩りや馳馬、土木工事をしっかりと行わなければ、為政者は弱い子供や国の最前線で戦う衛兵、敵軍の侵入に脅かされる田舎の人々のことを憂う、ということ。

【18】攝兵甲、修府庫

原注一八によると、「襲」字は「攝」字で読み、秩序だっているという意味。「寶」字は字形が「寶」字に似ており、ただ声符を「付」に換えただけであって、「府」の異体字である。

「府庫」は、文書や貨財器物などを入れる倉のこと。用例は『孟子』梁惠王下に「而れども君の倉廩実ち、府庫充つ（而君之倉廩實、府庫充）」とある。

前文の「弔勞」もこのことと同じく軍事関係の内容であったが、「弔勞」は主に人に関わることで、この「綽武」は武器や甲冑といった物に関わるものである。

【19】吝貨資速散亡

原注一九によると、後には「散」と同じ齒部元部に属するとし、読み替えの根拠に郭店楚簡『老子』（甲）第二五簡「兀幾也、易後也」の「後」字が、王弼本では「散」字になっていること、『管子』宙合に「百姓養わざれば、則ち衆散亡す（百姓不養、則衆散亡）」とあることを挙げる。本稿もこれに従う。

【20】伐殺刑戮

「伐殺刑戮」は処刑すること。「伐殺」は『史記』周本紀に「四年、鄭虢の君と与に伐ちて王積を殺し、復た恵王を入れる（四年、鄭與虢君伐殺王積、復入恵王）」とある。「殺伐」であれば『莊子』讓王に「行いを揚げて以て衆を説ばせ、殺伐して以て利を要む（揚行以説衆、殺伐以要利）」とあり、いずれも殺すことである。「刑戮」の用例は、『論語』公冶長に「子南容に謂う、『邦に道有らば、廢れず。邦に道無くんば、刑戮を免れず』（子南謂南容、『邦有道、不廢。邦無道、免於刑戮』）」とある。『淮南子』時則訓には「刑殺して赦すこと無し（刑殺無赦）」とあることも踏まえ、「伐殺」と「刑戮」とを同じ意味で解釈した。

【21】四正之月

原注二〇は、清華簡『筮法』至に震・離・坎・兌卦を指す「四正之卦（卦）」という言葉が見えること、同書の卦位図には上記四卦を四方位へ配当して

いるだけでなく、四季と対応する「司雷」「司樹」「司收」「司蔵」とも書かれていることを根拠に、「四正之月」とは、地球が二至二分に位置する月 (month) のことであるとす。本稿もこの説に従う。

【22】月而離參以合

「而」字は「如」字の仮借と考えて「もし」と読み、仮定を表す。「而」字を「如」字で解釈する例は、『詩』小雅・都人士に「彼の都なる人士、垂帶厲の而し(彼都人士、垂帶而厲)」とあり、鄭箋は「而も亦た如なり。而厲とは、鞶厲の如きなり(而亦如也。而厲、如鞶厲也)」と述べる。

原注二一によると、「羅」字は「離」字と読む。『詩』小雅・漸漸之石には「月畢に離り、滂沱せしむ(月離于畢、俾滂沱矣)」などとある。また、「晶」字は「參」字と読み、二十八宿の「參宿」を指す。これは太陽暦と恒星月暦の両方を用いており、この句は、二至二分の月 (month) に月 (moon) が参宿を通過すればその日を合日とする、という意味である。本稿もこれに従う。

【23】凡稱之日將有得、……有惡、將又有喜

原注二三によると、この段落は称日に行ったことの効果が増えていくことを記している。

「凡稱之日將有得」の「將」字は、侯瑞華氏によると衍字である。氏はその根拠として、後文の体裁が全て「有X、將或有X」となっていることを挙げており(注6)、本稿もそれに従って、訓詁・訳出を行わなかった。

「廼」字を「將」字に、「旻」字を「得」字に読む例は、清華簡『金縢』第七簡および第八簡にそれぞれ「公廼(將)不利於需(孺)子」、「禍(禍)人乃旻(得)」とある。「出」字を「喪」字に、「憲」字を「喜」字に読

む例は、清華簡『殷高宗問於三壽』第五簡および第一八簡にそれぞれ「亞(惡)非(必)出(喪)」、「憲(喜)神而頥(憂)人」とある。

具体的に何を「得」る、あるいは「喪」うのか判然としないが、『韓非子』有度の「故に得失を審らかにし法度の制有る者群臣の上に加うれば、則ち主欺くに詐偽を以てすべからず(故審得失有法度之制者加以群臣之上、則主不可欺以詐偽)」に見える「得失」に値する言葉と考えて、国家にとっての利益と損失と解釈した。

また、「喜」は福、「悪」は禍のこと。「喜」を福の意味で解釈する例は、『国語』魯語下に「夫れ義人は、固より其の喜を慶して其の憂いを弔す(夫義人者、固慶其喜而弔其憂)」とあり、韋昭は「喜、猶福也」と注する。また、「悪」を禍と解釈する用例は、『淮南子』説林訓に「之を救わんと欲し、反つて悪を為す(欲救之、反爲惡)」とあり、高誘が「悪、猶害也」と注している。ここでの「悪」は、第四簡の「未至後稱之日而有惡(国家にとつて悪いこと)」と同義であろう。

【24】凡廢之日有得、……有喜、將又有惡

原注二四によると、この段落は廢日に行ったことの効果が損なわれていくことを記している。

【25】合之日而在稱而有得、比三

「合之日」とは、第八簡の「四正之月、月而離參以合」から考えて、二至二分の月 (month) に月 (moon) が参宿にある日のことを指す。

「才」字を「在」字に読む例は、清華簡『子産』第五簡に「整政才(在)身」とある。

「合之日」と「在稱」と「有得」とを「而」字で繋いでいることから、

この三つが並列の関係であると解釈した。「而」字が並列の意味で用いられている用例は、『論語』雍也に「子曰く、「祝鮀の佞有りて宋朝の美有らざるば、難いかな今の世に免れんこと」と(子曰、「不有祝鮀之佞而有宋朝之美、難乎免於今之世矣」)」とある。

以上より、「合の日と称日と利益があること、(この)三つが並ぶ」と訳出した。あるいは、「合の日と称日と利益があること、(この)三つが並んだら……」と文章が後ろに続くようにも解釈できる。肝心の第一一簡が失われているため、これは憶測の域を出ないが、第二段落でも「如弗爲■吝於五種不登」とあったように、墨点(■)が打たれていても文章が続くこともあり、この「必三」に付された墨点も、句点というよりは読点で理解できるかもしれない。

原注二五は、恒星月(月の公転周期)ではひと月が約二七・三日、朔望月(月の満ち欠け)ではひと月が約二九・五日となり、二つの暦法周期には約二日の差があるため、「合日」は一定の確率で「称日」と重なり合うとし、「三」は「三倍」の意味とする。この上で、称日に利益を得て、さらに利益を得ようとするときに、再び合日となったら、その効果は三倍になると解釈する。ここでは原文の「必」字をそのまま「必ず」の意味で取っている。整理者である賈連翔氏は、原注とは別に、『行称』《病方》解読(《清華大學藏戰國竹簡(拾)》成果發布會資料、二〇二〇年一月二〇日)において、「合之日而在稱而有得、必三」の「合」の意味を「合之日而在稱」から類推して「合日可与称日重合」と述べたり、この文章全体を「合、称重合、効果増加为三倍」と推測したりしており、いずれも「有得」は後文の「必三」にかかるものとして考えられているようである。ただ、「在稱」と「有得」が「而」字で繋がられていること、および「得」と「必」の間に墨点があることを踏まえると、氏の文章の区切り方にはやや疑問を抱く。

三 『病方』概説

ここまで『行称』の釈読を行ったが、本稿の「はじめに」で述べたとおり、論者の関心は本篇が簡潔な処方集である『病方』と同冊にまとめられているということである。その理由を考察する前に、『病方』の概要について、『清華大學藏戰國竹簡(拾)』の整理者(賈連翔氏)がまとめた書誌情報軸に、ごく簡略に述べる。詳細は別稿を参照されたい。

『病方』は、『行称』と合わせた完全形の竹書の編聯状況から判断して、本篇は最多でも三枚で、現存するのは後ろの二枚(第一三簡・第一四簡)である。冒頭の第一二簡は完全に佚しており、論者の見解では、そこに文字が書かれていた可能性も十分にあり得る。簡文は三三字残存しており、病方を三種記している。初めの二種は酒剤で、内服し、「肩背疾」と「熱」という病に効くとされる。最後の一種は湯剤で、外用し、「目疾」という病に効くとされる。このうち「肩背疾」はすでに楚地で出土した卜筮祭禱簡にもあり、当時よく見られていた病気の種類であろう。過去に発見された周家台秦墓『病方』や北大秦簡『医方雜抄』、および馬王堆帛書『五十二病方』、阜陽漢簡『万物』、老官山漢簡『六十病方』、北大藏漢代医簡などに比べ、本篇に記された病方の薬物構成は比較的単純で、対応する疾病もただ簡潔にその病名を記しているだけである。しかし、その書写年代は最も早く、中国医薬学史研究において極めて重要な価値を有する。簡文に記されている薬材の多くは識別できないが、それらは馬王堆帛書『五十二病方』の言う「荊名」(注7)、すなわち荊州で用いられていた名称の可能性が有る。

四 『行称』『病方』が同冊である意義

第二章・第三章で明らかになったとおり、時令説系の文献と言える『行称』は、『病方』と内容が全く異なる。それにもかかわらず、これらは同冊に筆写されている。この二文献は、別人によって筆写されたものであり、次序編号の順番から考えて『行称』↓『病方』の順で書かれたと考えられるが、それでは、二つの篇が一冊に収められた理由は一体何であろうか。以下の章では、この点に焦点を絞り、考察していきたい。

二篇が同冊になっている理由でまず考えられるのは、『行称』の後ろに空白簡が続いていたため、単にそれを活用する目的で『病方』が加えられたということである。竹簡の文字の間隔を見ると、ちょうど編繩痕を避けるように文字が記されており、先に竹簡を編んでから筆写されたことが想像できる。この場合、両篇ともメモ書きであったかもしれない。

書物の篇次のまとめ方については、すでに余嘉錫が研究を行っている。それによると、秦漢の書物の多くは、分かれていた文章を集めてきた雑著であり、当初から確かな定本はなかった。もともと単篇であった文章のまとめ方は一定ではなく、概ね三パターン、すなわち①「本来は単篇であったものが、後人によって書物としてまとめられ、さらに後になってその書物から取り出されて単行した」パターン、②「もともと数篇で単行していたものが、後に一つの書物にまとめられながら、単行書も廃れずに並存していた」パターン、③「本来はまとまった書物であったものが、後人によって一部が取り出され、暗誦に利用された」(注8)パターンに分けることができる。このうち、余嘉錫は③のパターンが生じた理由として、簡帛はかさばる上に書写するのも面倒であったため、何らかの理由で一篇のみを読む場合は、その篇だけを書き写して読んだことを指摘する(注9)。読む

ために暫定的に抜き書きするというこの筆写態度は、『行称』『病方』にも当てはまるかもしれない。筆写者は強い編纂意図を持って両篇を「まとめた」のではなく、自身の記録・読書の便のために、空白簡にメモ書き的に筆写した結果、「まとまった」可能性も否めない。

複数の篇が同冊に収められている例は、『行称』『病方』以外の出土資料にも散見される。例えば、上博楚簡『举治王天下』は、「古公見太公望」「文公訪之於尚父舉治」「堯王天下」「舜王天下」「禹王天下」の五篇で構成されているが、湯淺邦弘氏はこの構成について、「筆写元のテキストが、そもそもこの五篇で完結し、かつこのような配列になっていたかどうかについては疑問も残る。」(注10)と述べる。もし各篇を寄せ集めたのだとしたら、これも読書の利便性を上げるために抜き書きした結果、「まとまった」文献であると言える。

しかし、湯淺氏は上記の可能性の他、筆写者が二つ以上の筆写元から意図的に書写した可能性も指摘し、右の五篇に強い連続性が認められないとは言え、いずれも君臣問答であるという点や王政に関する内容であるという点は共通すると述べる(注11)。この共通点が筆写者の意識の中にもあったとすれば、『举治王天下』は各篇を「まとめた」文献とすることができ。そして、この編纂意識は、『行称』『病方』にも十分通じうるのではないだろうか。つまり、『行称』と『病方』とが当時の人々から見ればおおよそ同じ分野の文献であり、同類の文献は一冊にまとめるという意識が働いた結果、このような文献の収録状態になったのではないかとということである。『行称』は、月の運行と暦、日選びといった天文と占いに關わる内容であり、専門的知識を有していた人物が底本(あるいは口承する原案)を作成したと思われる。これは、整理者も指摘しているように各地で出土した『日書』にも近いことから、試みに『漢書』芸文志の書籍分類に当てはめると、数

術略の「五行」の要素が混ざっていると考えられる。大野裕司氏は、『日書』を、『漢書』芸文志の「五行」に挙げられている『鍾律叢辰日苑』などの日・式占・災異に関する著作に類するとして「五行」に分類しており(注12)、また、「五行」には『陰陽五行時令』と題する時令説系と思しき文献も含まれていて、『行称』の文献的特徴に合致する。また、『病方』も同じく医学的知識を持つ人物が底本を筆写、あるいは聞き書きしたと考えられ、『漢書』芸文志で言う「病方」を多数記載する方技略の「経方」に分類できる。

ここで、出土資料を『漢書』芸文志に当てはめて分類することについて、注記しておきたい。現存する文献の中で「術数(数術)」という言葉を数理哲学の意味で初めて用いたのは『漢書』芸文志であり、これは秦始皇帝が焚書坑儒を行った際の「去らざる所の者は、医薬・卜筮・種樹の書なり(所不去者、醫藥・卜筮・種樹之書)」という分類を受けたものすぎない(注13)。今、問題にしている戦国時代中期の清華簡は、当然この分類で理解してよいものではない。また、術数が方技をどこまで含むかという問題は、多くの先行研究で考察されているが、大野氏が指摘するとおり、それらのほとんどは議論の対象を『漢書』芸文志の成立した後漢以降とし、出土術数文献とは時代が合わないために議論がかみ合わない(注14)。ただ、芸文志は現存最古の書籍目録であり、かつその元となった前漢・劉向の『別録』と劉歆の『七略』は、前漢以前の古代の書物に対する当時の人々の見方をも一部反映しているため(注15)、戦国時代に筆写された『行称』『病方』の文献的特徴や書籍分類を考える際には一助となる。よって、本稿でも『漢書』以前の出土資料も芸文志の書籍分類で表すこととする。

話を本題に戻すと、『行称』『病方』のように、内容の完全に異なる篇が同冊にまとめられている例には、同じ清華簡の『良臣』と『祝辞』が挙げられる。『良臣』は史伝の類、『祝辞』は祭祀に関連する内容と、全く異なる

内容でありながら、同じ書法で一編の竹書に筆写されている点から、ともに史官と何らかの関係を有していたことが想定される(注16)。先に挙げた『挙治王天下』よりも、この二篇の内容自体の結びつきはさらに弱いものの、共通点が見出せることに鑑みると、同じように各篇の内容に繋がりがなく見えない『行称』『病方』も、筆写者の一冊にまとめようという意思に基づいて書写された可能性もあり得よう。ただし、『行称』『病方』の場合、先述のとおり、筆写者が異なることには注意が必要である。『行称』『病方』の筆写時期にどれほどの隔たりがあるのかは分からないが、どちらも専門性が高く、知識の習得のために学ばなければならない点は同じである。思うに、この専門性に対する当時の人々の認識が、一冊に二篇をまとめたことに直結しているのではないだろうか。

五 「術数」「方術」の意味から考える『行称』『病方』の関係

さて、前章で『行称』『病方』は芸文志の数術略に属すると述べたが、この術数(数術)という言葉は、時代によって示す意味と範囲が異なる。まず先秦の文献において、「術」は『孟子』公孫丑上の「巫匠も亦た然り、故に術慎まざるべからざるなり(巫匠亦然、故術不可不慎也)」のように「技術」という意味や、『荀子』修身の「治氣養心之術」というように「方法」という意味で専ら用いられている。また、「数」は馬場理恵子氏の述べる通り、経書では計数・暦数の意味で使用されている。では、「術数」はどうかと言うと、これも芸文志にある数の合理性を表す言葉ではなく、国家統治の術(すべ、方法)という意味である。この用例は、『韓非子』姦劫弑臣に「然らば則ち術数有る者は之を人の為にするなり(然則有術數者之爲人也)」とある(注17)。「術」のつく熟語には「術数」の他、「方術」「道術」

もあるが、「方術」は『荀子』堯問の「方術用いられず、人の疑う所と為す（方術不用、爲人所疑）」という記述からも明らかかとおり、「方」と「術」が同義と考えられて、やはり「方策・方法」という意味であるし、「道術」は『墨子』非命下に「今賢良の人は、尊賢にして道術を好む（今賢良之人、尊賢而好道術）」とあるように、「学問・学芸」の意味で使われたり、『莊子』大宗師の「故に曰く、魚は江湖に相い忘る、人は道術に相い忘る（故に曰く、魚相忘乎江湖、人相忘乎道術）」のように、「道」と「術」が同義と見なされたりしている。

このように、先秦の「術数」「方術」「道術」はいずれも、芸文志の言う術数が数理哲学を明確に表す言葉であったのとは異なり、「技術」「方法・すべ」「みち」といった、より素朴な意味で用いられていた。特に、「方術」という語は、後の時代において不老長生や医学関連の技や知識である「方技」と占いや数の論理である「術数」との併称としても使われるが、先秦においては、まだ数の論理や医学的知識という特定の思想領域を指す意味はなかったようである。以上を踏まえると、『行称』『病方』が同冊にまとめられているという事実は一見、方技と術数を合わせた方術という思想分類がその当時すでにあつたことを示しているかのようであるが、「術数」や「方術」などといった言葉の先秦における用例から考えれば、細分化された別の思想領域に属する文献を合わせたというのではなく、細分化される前の一層素朴な「技術」「方法」という捉え方によって同冊とされたことが推測される。

数理哲学の意味で術数という言葉が初めて用いられたのは『漢書』であるが、その楼護伝には「楼護、字は君卿、齊人なり。父は世よ医なり、護少くして父に随い医を長安に為め、貴戚の家に出入す。護医経・本草・方術数十万言を誦す（樓護字君卿、齊人。父世醫也、護少隨父爲醫長安、出

入貴戚家。護誦醫経・本草・方術數十萬言）」と、「方術」という言葉も出てくる。医者になろうとしている楼護が医経の他に本草と方術の書も学んだのは、大形徹氏がすでに述べているとおり、本草も方術も当時の治療に役立つとされていたことから（注18）、ここでの「方術」の意味は、専ら不老長生の実現に向けた神仙術であり、方技と術数との併称とは考えがたい（注19）。

しかし、後の『後漢書』には方術伝が立てられ、そこには占星術・望気・医術などのあらゆる術者が含まれるようになる。川原秀城氏はこの術数と方技を併せて方術と呼べる理由を、「術数が精密科学の暦数と超自然的な占術から構成されているのと同様に、方技も経験科学の医薬学（医経・経方）とオカルト的な神秘術（房中・神仙）からなり、構造を等しくしている」（注20）と述べる。さらに氏は、術数は数の論理を根幹に置いて未来を問題とする一方、方技は人体に関わるテクニクの集合体であり現時点での状況に働きかけるものであつて、その内容は相容れないとも主張する（注21）。

この説には基本的には賛同するが、それぞれの学の主軸が未来に据えられているのか現在に据えられているのかという基準で術数と方技をきれいに線引きすることは難しいとも思われる。『黄帝内経素問』四気調神大論には、「是の故に聖人は已病を治さずして、未病を治す。已乱を治さずして、未乱を治すとは、此れ之を謂うなり。夫れ病已に成りて後に之を薬し、乱已に成りて後に之を治するは、譬えて猶お渴きて井を穿ち、鬪して錐を鑄するがごとし、亦た晩からずや（是故聖人不治已病、治未病。不治已亂、治未亂、此之謂也。夫病已成而後薬之、亂已成而後治之、譬猶渴而穿井、鬪而鑄錐、不亦晩乎）」とあり、まだ発病に至っていない「未病」の段階で今後起こり得るであろう身体の変化を予見し、事前に治療を行える者が尊ばれている。これは未来を問題としているように見うけられる。もちろん、

結局身体に働きかけるのは現時点の段階でしか成し得ず、治療段階でこれから発症する予定であった病を封じ込めているため、行動の軸は未来ではなく現在にあると言える。しかしながら、治療の前段階では未来へも視線が向けられており、医学の時間軸には現在と未来とが混ざっている。このことは病の治療だけでなく、不老長生を目指して術の実践を重ねる房中・神仙術にも当てはまる。

ただ、だからといって、術数と方技の知的構造が全く同じであるというわけではないというのは、川原氏の述べるところである。それは『史記』の焚書坑儒に関する記述や、『漢書』芸文志の書籍分類において、「医薬」と「卜筮」、「数術」と「方技」と区別されているところからも明らかである。また、『後漢書』方術伝の人物を見ると、「方術」だからといって、術数を得意とする人物と方技を得意とする人物とを何の規則性もなくやみくもに列挙するわけではないことに気付く。まず占術などによる予言を得意とする人物が時代順に挙がった後、時代を逆戻りして再び古い順に医術を得意とした人物が並んでおり、明らかに占術と医術とが区別されている（注22）。ただ、『後漢書』で用いられている「方術」という併称から、術数と方技との間に共通項を見出すならば、経験に基づく専門的行為である技術という大きな枠組みで捉えることができる。『漢書』芸文志の数術略と方技略の説明を見ると、その時点でそれぞれ「数術は、皆明堂・羲和・史卜の職なり（数術者、皆明堂・羲和・史卜之職也）」「方技は、皆生生の具、王官の一守なり（方技者、皆生生之具、王官之一守也）」と記され、王朝を支える「専門技術者」（注23）と見なされており、これこそが術数と方技の共通点と言える。

では、これらを踏まえ、改めて『行称』『病方』の関係性はどのように説明できるのだろうか。

『行称』と『病方』が同冊にまとめられた理由の一つには、両篇とも先秦文献の言う「術」つまり技術の書であるという共通点が挙げられる。別人によって記されている事実から、『行称』のみが書かれた竹簡を手に入れた人物が、自ら『病方』を加筆したこと（この場合、両篇の筆写時期にはある程度隔たりがあるかもしれない）、あるいは術数の専門家が『行称』を、医学の専門家が『病方』を担当した共著であること（この場合、筆写時期はほぼ同時の可能性もある）が想定される。いずれにせよ、『行称』と『病方』は術数や方技の根幹を成す実用書・技術書という共通点でもって当時に人々に同じカテゴリで捉えられていたと考えられる。両篇は、漢代に至って思想の領域が細かく分類され、境界線が強く意識されるようになる前に、思想・知識がより緩やかな枠組みで捉えられていたことを物語る一例と言えよう。

六 医学関連文献における術数と方技の関係

術数と方技は知的構造が異なり、方技の本質が数の論理ではないとは言え、術数的思考はもちろん方技に大きな影響を与えている（注24）。最後に、その影響関係について、いくつか資料を提示し、『行称』『病方』の関係性をより明確にしたい。

術数を代表する数の論理や占いの要素が色濃く反映されている医学関連文献には、馬王堆帛書『胎産書』がある。帛書が出土した中国湖南省長沙市の馬王堆三号漢墓からは、埋葬年月日を記した木牘が発見されており、それによると埋葬年代は紀元前一六八年である。ここから、帛書の書写年代はそれ以前と考えられている（注25）。

『胎産書』は、胎児の月ごとの成長や胞衣の処理などに関する文献であ

り、文章と図の二つから成る。文章の内容を見ると、妊婦の食事で見つめる点を記す部分(注26)からは、妊婦と胎児の身体に直接関わる医学的な知見を読み取れるが、男の子ばかりを生み、次に女の子が欲しい場合は胎衣を日陰の垣根の下に埋めると良い(注27)といった、呪術的な内容も多数含まれている。また、図には二種類あるが、どちらも術数的な思考を色濃く映し出している。以下、大形徹『胎産書・雜禁方・天下至道談・合陰陽方・十問』(馬王堆出土文獻注叢書、東方書店、二〇一五年、一八〜三六頁)の解説に基づき、その内容を簡潔にまとめる。

まず「禹藏図」(図2)は、ひと月ごとに胎衣を埋める方角とそこに埋めた場合の子供の寿命を表す占いの図である。胎衣を埋める方角はひと月につき一二あり、これは十二支と対応する。さらに、その一二の方角には二〇、三〇、四〇……と言った寿命を表す数字が一〇種類と二つの「死」とが記されている。この「死」は『淮南子』天文訓でいう「大時」と「小時」であり、「死」と結び付く不吉な方角と考えられた。月ごとに寿命および「死」は異なる方角に配当されるが、特に「死」は、大時と小時が天の運行に合わせて規則正しく移動するのと同じように、その移動に規則性が見られる。禹藏図は、宇宙原理と子供の寿命を知るための占い、という二つの要素で成り立っている。

次に「人字図」(図3)は、身体の部位に十二支が配当された二体の人体図で、それぞれ春夏と秋冬という二つの時期と対応している。例えば、春の卯の日に子供が生まれると、その運勢は春の卯が配当される「頭」となる。この図には説明文が併記されていないため、その運勢がどのようなものであるかは判然としないが、同様の図が見える睡虎地秦簡『日書』甲種の説明文を借りて解釈すると、この子供は誰よりも富む(注28)。時期によって身体の部位に当てられる十二支が変化するのが、医書や術数書に見え

る「人神」、つまり人の靈魂(精神)が身体を周遊するという考え方と似ていることは、すでに大形氏の指摘するところである(注29)。例えば、唐・王燾撰『外台秘要方』卷三九では、「十干人神所在法。甲日頭に在り。乙日頭に在り。丙日肩臂に在り。丁日は胸脇。戊日腹及び領頸に在り。巳日背に在り。庚日膝及び髀腰に在り。辛日脾及び心肺に在り(十干人神所在法。甲日在頭。乙日在頂。丙日在肩臂。丁日胸脇。戊日在腹及領頸。巳日在背。庚日在膝及髀腰。辛日在脾及心肺)」と、人神の巡回順路が日の十干十二支や十二時などと結びつけられて算出され、特定の日に人神が特定の部位にいるときはそこに鍼灸を施してはならないとされる。この身体部位と四季などの時の流れ、十干十二支の規則性との連関は、「人字図」と医書などに見える人神とに共通する。大野氏が『日書』に見える人字図を『漢書』芸文志の数術略「雜占」に分類していることを踏まえると(注30)、それと同様の『胎産書』の人字図もまた、雜占に属すると言える。

このように『胎産書』は、妊娠・出産という、疾病とは言い難いが身体の変化には変わりない事象に焦点を当てた文獻でありながら、そこには術数的な宇宙観や占いの要素でもって妊婦や新生児の健康を願い、成就に向けて実践する方法も記されている。これは術数と方技の関係性を物語る一例として、貴重な文獻と言える。

それでは、時代を少し下って成立した中国医学の經典である漢代の『黄帝内経』ではどうかであろうか。ここでもやはり、数の理論が根底に流れている。『黄帝内経素問』氣穴論には「孫絡と三百六十五穴と会し、亦た以て一歳に應ず(孫絡三百六十五穴會、亦以應一歳)」、『黄帝内経靈樞』五十宮には「天二十八宿を周り、宿は三十六分。人の氣一周を行るは、千八分。日は二十八宿を行り、人の経脈は上下・左右・前後二十八脈、周身は十六丈二尺、以て二十八宿に應ず(天周二十八宿、宿三十六分。人氣行一周、

千八分。日行二十八宿、人經脈上下・左右・前後二十八脈、周身十六丈二尺、以應二十八宿」とあり、天人相関思想の下、術数的な数の論理を用いて経穴の数や気の流れるサイクルが説かれている。これは、術数と方技が並列しているのではなく、方技の中に術数の論理が組み込まれている例である。

また、武田時昌氏も指摘しているが、『史記』日者列伝には「吾聞く、古の聖人は朝廷に居らず、必ず卜医の中に在りと（吾聞、古之聖人不居朝廷、必在卜醫之中）」とある。これは単に卜者と医者とを並列しただけであるが、卜者も医者も同じように知識を有する者と見なしている。この他、武田氏は朱熹が『論語』子張の「小道と雖も必ず観るべき者有り（雖小道必有可觀者焉）」について、「小道は、農圃・医卜の属の如し（小道、如農圃・醫卜之屬）」と注していることを例に、医卜は国家の為政・祭祀以外の諸事としての「小道」、または「方伎」「術数」の中で、農業とともに社会生活において最も有用とされてきたともする。その上で、「疾病や悩みを予見し、治療や行動指針の提示を行うことができる先見性に、それなりの価値を見出しているのである。」と述べる（注31）。第五章でも述べたように、やはり医学にもある程度の先見性・未来へのまなざしは認められるであろう。

また、時代を下るが、唐・孫思邈の『千金要方』序例・大医習業は、大医を志す者は医書だけでなく、天文氣象に関する占候である陰陽や算命術の禄命、灼龜・五兆などの卜筮も熟読し研鑽して初めて、医の道を語り合うことができるようになる（注32）。さらに、同書の序例・大医精诚では「医方・卜筮は、芸能の精なり難き者なり（醫方・卜筮、藝能之難精者也）」と、医学と占術は技術的に熟達の難しいことが強調されており、時代を問わず、両者は似たような性質を持つものと考えられている。

さて、ここまでは医学系文献の中に術数的要素が組み込まれている例を

示してきたが、以下では出土資料において、『行称』『病方』のように個別の術数系文献と方技系文献がひとまとまりになっている例について述べる。まず触れたいのは、後漢前期の墓とされる甘肅省武威県柏樹公社五畦大隊旱灘坡漢墓から一九七二年に出土した、武威旱灘坡漢墓出土医簡（以下、武威医簡）である（注33）。これは、木簡が七八枚、木牘が一四枚、合計九二枚の簡牘であり、内容は薬剤の処方や鍼灸の方法など多岐にわたる。しかし、この中には医薬とは全く関係なく、一部秦簡の『日書』に近い木牘（九二号牘）が一枚だけ混ざっている。整理者によると、九二号牘は両面に記載があり、文字は不鮮明で、文意も不明である（注34）。ここで、実際に九二号牘の内容を見てみよう（注35）。

□□□□□□大兄爲天一、中者爲大歳、小者爲大將軍。大歳常三月
壹上天、常乙癸巳上、□□巳酉未下。當此時□□大歳・大將軍・百
官盡□□□□取・郊・嫁女、此■入。
□□□□□□大兄是天一たり、中者は大歳たり、小者は大將軍たり。
大歳は常に三月にして上天を壺にし、常に乙・癸・巳は上なり、□
□巳・酉・未は下なり。此の時に当たりて□□大歳・大將軍・百官
尽く□□□□取・郊・嫁女、此■入。

不明瞭な文字が多く、意味が判然としないが、この文章の「取・郊・嫁女」の部分は睡虎地秦簡『日書』甲種にある択日の記録と類似し、医学とはほど遠い。武威医簡の木牘には編聯痕がないため、それらを筆写者が『行称』『病方』のように一冊にまとめようとしたのかは分からない。単に他の医簡とひとかたまりになって出土したというだけであるため、偶然九二号牘が医簡群に混入したという可能性も拭えない。しかしながら、この九二

号牘は『行称』にも通じる帛日に関する内容が含まれること、そしてそれが『病方』のような処方に関する医簡と同じ場所から出土したということは、『行称』『病方』が合冊になっていることに類するようにも思われる。九二号牘と医簡とが同じ場所に意図的に埋葬されたとするならば、その理由は『後漢書』方術伝で術数系・方技系両方の術者が取り上げられていることと関連して、その実用性や実効性が望まれるという、より素朴かつ大きな括りで九二号牘と他の医簡が捉えられていたと考えられる。この意識は、戦国時代の『行称』『病方』にも通じるのではないだろうか。

この他、『行称』『病方』とは時代がかけ離れてしまいが、敦煌文書にも占いの文献と医学系文献が同冊に収められているパターンがいくつか確認できる。中でも、資料番号S・五六一四は好例である。本資料には、日暈占などを含む占候の『新集三鏡経(三)』・宇宙創造と破壊を司るインドの神、摩醯首羅に仮託した擬易の『摩醯首羅卜』・雑占の『逆刺占(二)』・帛日占の『占周公八天出行帛日吉凶法』という合計四種類の術数系文献に後続して、五臓六腑の基礎理論と薬方を記す『五蔵論』・診脈書の『平脈略例』・五蔵と脈候の関係を説く『五蔵脈候陰陽相乘法』・五蔵の発病時に現れる具体的な症状を記す『占五蔵声色源候』(注36)という四種類の医学系文献が収録されている。本資料は一冊の蝴蝶装の冊子で、書法も全てほとんど同じであることから、同一人物が書写したと考えられ、書写年代は唐末五代である(注37)。先にも触れたが、唐代には、大医を志す者は占卜にも通じているべきだと主張する『千金要方』が成立しているため、S・五六一四の筆写者もその記述どおり医学に加えて術数にも通じていた可能性がある。明確な編纂意図の下で抄写されたのかは判然としないが、意識的に右の八篇をまとめたとすれば、筆写者はこれらを術数と方技を合わせた方術の類であると捉えていたことが想定される(注38)。

以上から明らかとなり、敦煌文書の筆者年代である唐代・五代になってもなお、技術書という大きな枠組みで術数や方技の知識が依然として一括りにされることもあったのである。無論、本節で紹介した文献の内容構成や埋葬状況は、既に述べたように、術数と方技とがその思想構造を完全に一にすることを物語っているわけではない。ただ、これらの資料は、術数的な思考が方技の根底にも流れているという影響関係を示す重要な材料であると言うことはできよう。戦国中期の『行称』『病方』、前漢初期の『胎産書』、後漢前期の武威医簡、唐代・五代頃の敦煌文書の文献構成を俯瞰すると、戦国時代はもとより、学問の細分化が進んだ前漢以降も、術数と方技は、異なる思想構造であるとはいえ、技術的・実用的な特徴をともに有し、隣接するものとして捉えられていたのであった。

おわりに

『行称』は時令説と帛日・禁忌という二つの要素が組み合わさった文献であり、同じ時令説文献として一部共通項が見られる『淮南子』時則訓や『礼記』月令のように五行説が軸の整然とした内容とは言えない。しかし、伝世文献とは趣を異にする理論はただ伝世文献として今日に伝わらなかつただけで、出土資料が成立した当初には多く存在した。五行説や四時の概念を含まない時令説関連の出土資料には、例えば北京大学蔵西漢竹書『陰陽家言』や銀雀山漢墓竹簡「陰陽時令・占候之類」があり、これらの資料の存在から、湯浅邦弘氏は時令説の多様な型が当時併存していたことを指摘している(注39)。本篇も時令説文献の多様性を示す一資料と言えよう。

この『行称』が『病方』と一冊にまとめられた理由には、もし筆写者が明確な編纂意図を持っていたとするならば、両篇に現在あるいは未来の状

況を変えたり、具体的な行動内容を決めたりするための実用書・技術書という共通点を筆者は見出していた、ということが考えられる。『行称』には月の運行に関する記述があり、『病方』は処方集であるという点に着目すると、どちらも専門的な知識が必要な内容と言える。思想が細分化される前漢以前には、専門性を有する実用的な書という大きな括りで『漢書』芸文志の言う術数と方技が未分化のままに捉えられていたのではないだろうか。『行称』『病方』の発見は、その可能性を強く示唆していると思われる。

注

- (1) 『病方』の釈読は、『待兼山論叢』哲学篇第五五号（二〇二二年一月刊行予定）に投稿予定である。
- (2) 第一・第一〇・第一三・第一四簡は、折れた竹簡を接合し、復元できたものである。また、第一七簡は一部欠損している。それ以外は、折れも欠けも見られない。
- (3) 整理者の表現ママ。第一四簡の文末には墨釘が打たれており、このことを指すと思われる。この記号には墨節や墨鉤のように、単なる句読点の役割の他、章や篇の末尾を示す役割もある。
- (4) 何有祖「《景公瘡》札記四則」（簡帛網http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=672#_ftnref5 一〇〇七年七月二十七日）
- (5) 浅野裕一「清華簡『治政之道 治邦之道』の墨家思想」（『集刊東洋学』第二二三号、二〇二〇年六月、一〇二二頁）
- (6) 清華大学出土文献読書会「清華簡（拾）整理報告補正（之一）」（清華大学出土文献と保護中心ホームページ<http://www.ctwx.tsinghua.edu.cn/info/1081/220>

6.htm、二〇二〇年一月二十七日）

- (7) 『五十二病方』牝痔に「蘆は、荊名に盧茹と曰う（蘆者、荊名曰盧茹）」とある。
- (8) 余嘉錫著、古勝隆一・嘉瀬達男・内山直樹訳注「古書が単篇にて別行した例」（『古書通例』中国文献学入門）東洋文庫、二〇〇八年、二一〇～二二〇頁。
- (9) 注8前掲書、二一七頁。
- (10) 湯浅邦弘「上博楚簡『舉治王天下』の古聖王傳承」（『中国研究集刊』第五六号、二〇一三年六月）、四四頁。
- (11) 注10前掲論文、四五頁。
- (12) 大野裕司「出土術数文献解題」（『戦国秦漢出土術数文献の基礎的研究』北海道大学出版会、二〇一四年）、二五頁。
- (13) 宇佐美文理「術数類小考」（武田時昌編『陰陽五行のサイエンス』思想篇）京都大学人文科学研究所、二〇一一年、一〇六頁。
- (14) 大野裕司「新出土資料と中国古代術数研究」（注12前掲書）、七〇八頁。
- (15) 劉樂賢「從出土文獻看兵陰陽」（『戦国秦漢簡帛叢稿』文物出版社、二〇一〇年）、二二一頁。
- (16) 黒田秀教「清華簡『良臣』初探」（『中国研究集刊』第五六号、二〇一三年六月）、八四頁。
- (17) 馬場理恵子「術数」概念の成立と漢代学術、『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編』第三号、二〇〇四年三月）、一五頁。
- (18) 大形徹「本草と方士の関係について」（『人文学論集』第八号、一九九〇年三月）、四八頁。
- (19) 『漢書』平帝紀の「天下に逸経・古記・天文・曆算・鍾律・小学・史篇・方術・本草を通知し及び五経・論語・孝経・爾雅を以て教授する者を徴めて、在所に爲に一封の軹伝を賀し、京師に詣でせしむ（徴天下通知逸経・古記・天文・曆算・鍾律・小学・史篇・方術・本草及び五経・論語・孝経・爾雅教授者、在所

爲駕一封帛傳、遣詣京師」という記述を見ると、術数的な天文・暦算と方術は別物とされており、『漢書』でいう方術は神仙術の意味合いが強いと思われる。

- (20) 川原秀城「中国の数術」(川原秀城『数と易の中国思想史・術数学とは何か』勉強出版、二〇一八年)、二九頁。

- (21) 注20前掲書「中国の数術」、二九～三〇頁。

- (22) 加藤千恵「後漢書」方術伝の構成についての一考察(上)、『東京理科大学紀要(教養編)』第四一号、二〇〇九年三月、七六頁。

- (23) 坂出祥伸「方術伝の成立とその性格」(坂出祥伸『中国古代の占法・技術と呪術の周辺』研文出版、一九九一年)、二八頁。

- (24) 注20前掲書「後言」、二四二頁。また、馬場氏は、『周礼』職掌から術数と方術が一括りにされる『後漢書』方術伝までの学の系譜を分析し、「方技」に含まれている医経の系統に至っては、「術数」とは全く異なった系譜をたどることがわかる。「少なくとも「術数」概念が成立した前漢の知識体系では、それぞれが個々の知識系統の枠組みで捉えられていたと考えられる。」と指摘する(注17前掲論文、一二頁)。

- (25) 白杉悦雄・坂内栄夫『却穀食気・導引図・養生方・雜療方』(馬王堆出土文献訳注叢書、東方書店、二〇一一年)、まえがきi頁。

- (26) 「二月名づけて刑を流くと曰う。食飲必ず精あり、酸羹必ず熟、辛腥を食する母れ、是を裁めて貞す(二月名曰留(流)刑。食飲(飲)必精、酸羹必孰(熟)、母食辛腥(腥)、是謂財(哉)貞)」(第二～三行目)この原積文は、裘錫圭主編、湖南省博物館・復旦大学出土文献与古文字研究中心編纂『長沙馬王堆漢墓簡帛集成(陸)』(中華書局、二〇一四年)に基づく。注27も同じ。

- (27) 「字みて男多く女母くして女を欲すれば、後□□□□胞陰の垣の下に埋む(字而多男母女而欲女、後□□□□包(胞)狸(埋)陰垣下)」(第一八行目)

- (28) 「人字。其の日首に在れば、富勝り難し(人字。其日在首、富難勝殿(也))」(一

五〇壹)この原積文は、陳偉主編『秦簡牘合集・積文注釈修訂本(貳)』(荆楚文庫甲編、武漢大学出版社、二〇一六年)に基づく。

- (29) 大形徹『胎産書・雜禁方・天下至道談・合陰陽方・十問』(馬王堆出土文献訳注叢書、東方書店、二〇一五年)、一四一～一四二頁。

- (30) 大野裕司「出土術数文献解題」(注12前掲書)、二七頁。

- (31) 武田時昌「物類相感説と精誠の哲学」(『術数学の思考…交叉する科学と占術』京大人文研東方学叢書5、二〇一八年)、一四〇頁。

- (32) 『千金要方』序例・大医習業「凡そ大医に為らんと欲すれば、必ず須く『素問』『甲乙』……を諳んずべし。又須く陰陽・禄命・諸家相法、及び灼龜・五兆・周易・六壬を妙解すべし。並びに須く此くの如きに精熟すべくんば、乃ち大医と為るを得。若し爾らずんば、目無くして夜に遊し、動きて顛殞に至るが如し。次いで須く此の方を熟読し、妙理を尋思し、鑽研を留意すべくして、始めて与に医道を言うべき者なり(凡欲爲大醫、必須諳『素問』『甲乙』……)。又須妙解陰陽・禄命・諸家相法、及灼龜・五兆・周易・六壬。並須精熟如此、乃得爲大醫。若不爾者、如無目夜遊、動至顛殞。次須熟讀此方、尋思妙理、留意鑽研、始可與言於醫道者矣)」

- (33) これよりも清華簡と時代の近い資料で、一卷の竹書に術数系文献と医学系文献がまとめられているものに、周家台三〇号秦墓竹簡がある。周家台三〇号秦墓からは三八九枚の竹簡が出土し、その内容から『曆譜』『日書』『病方及其它』の三組に分けられた。『曆譜』に秦二世皇帝元年の月朔日干支や月の大小などが記されていることから、墓葬年代はそれ以前と考えられている(長谷部英一「周家台三〇号秦墓竹簡の治療法」、『中国哲学研究』第一八号、二〇〇三年二月、二七頁)。

『病方及其它』の内容は、病方・祝由術・択日吉避凶占卜・農事などであるが、文献の性格が求禱方法を記載するものと近いと見て、「病方」と名付けるのはやや正確さに欠けるとする説もあるため(田天著、富嘉吟訳「北大秦

簡祠祝書初探…兼ねて周家台「病方簡」の構成に及ぶ、『学林』第六二号、二〇一六年三月、一四五頁）、本稿では資料の存在を紹介するに留めたい。本資料の検討は稿を改めることとする。

(34) 田河『武威漢簡集積』（甘肅秦漢簡牘集積、甘肅文化出版社、二〇二〇年）、六一五頁。

(35) 釈文は『武威漢簡集積』に従った。□は残欠・摩耗などで文字は不鮮明であるが、字数が分かるもの、■は欠字数が分からない部分、四角で囲った文字は残欠しているものの整理者が補った漢字である。

(36) 真柳誠氏は、『五藏脈候陰陽相乘法』と『占五藏声色源候』を独立した文献ではなく、『平脈略例』に含まれる二篇と見ている（真柳誠「大英図書館所蔵の敦煌医菓文書（三）『張仲景五藏論』、『漢方の臨床』第五四卷五号、二〇〇七年五月、七三〇〜七三二頁）。

(37) 関長龍輯校『敦煌本数術文献輯校（上）』（中華書局、二〇一九年）、一七七頁。

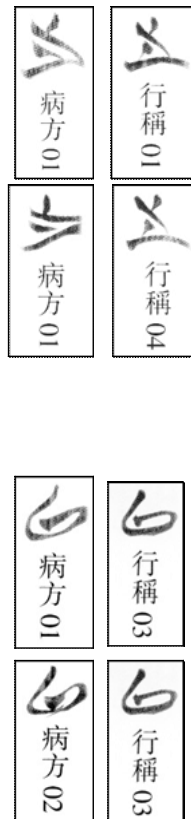
(38) この他、S・四五三四+S・九四三四も占いの書と医学系文献がひとまとまりになっている。本資料は両面に書写された紙の断片であり、元は卷子装であったと思われる。片面に唐代の本草書である『新修本草』が、もう片面に堪輿類の『玄女宅経』が記されており、本資料の文字を見ると書法が異なるように見られるため、おそらく別人による抄写であろう。先行研究では、『新修本草』が七世紀頃の、『玄女宅経』は七八一〜八四八年の抄本であると指摘されており（注37前掲書中冊、八〇六頁）、このことに鑑みると、筆写者は両篇の連関性を特別見出していたわけではなく、単に『新修本草』の裏紙を利用しただけの可能性が高い。筆写者が複数おり、なおかつその筆写年代の隔たりが大きい場合は、このようなパターンが多いであろう。『行称』『病方』もこの可能性はある。

(39) 湯浅邦弘「時令説の展開…北京大学竹簡『陰陽家言』、銀雀山漢墓竹簡「陰陽時令・占候之類」を中心として」、『漢字学研究』第六号、二〇一八年一〇月）、一

九頁。

図

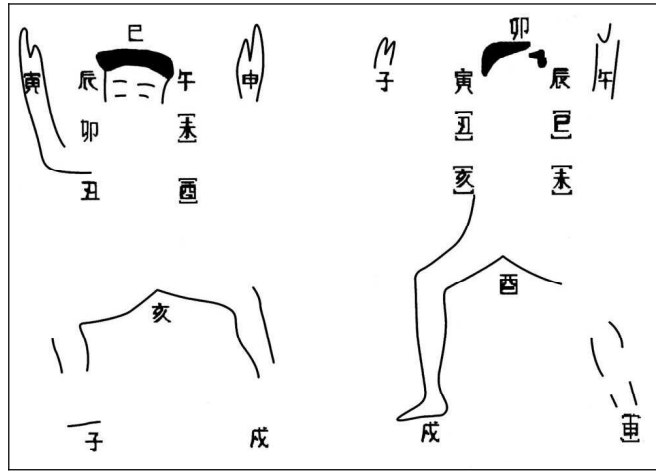
（図1）『行称』と『病方』に共通する「之」字と「以」字



（図2）『胎産書』禹藏図

<p>死 廿 一 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p>	<p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p>	<p>死 死 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p>	<p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p>
南方禹藏			
<p>死 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p>	<p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p>	<p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p>	<p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p> <p>卅 卅 卅</p>

(図3) 『胎産書』人字図



図の出典

- ・(図1) 黄徳寛主編、清華大学出土文献研究与保護中心編『清華大学蔵戦国竹簡(拾)』(中西書局、二〇二〇年)「字形表」
- ・(図2・図3) 裘錫圭主編、湖南省博物館・復旦大学出土文献与古文字研究中心編纂『長沙馬王堆漢墓簡帛集成(陸)』(中華書局、二〇一四年)

【附記】

本稿はJSPS科研費21J10152の助成を受けたものである。

六車 楓(むぐるま・かえで)

一九九五年生まれ。大阪大学大学院文学研究科博士後期課程、日本学術振興会特別研究員(DC2)。専門は中国医学思想史。共著に『儒教の名句…『四書句辨』を読み解く』(上巻、湯浅邦弘編著、汲古書院、二〇二〇年十二月)、主要論文に「敦煌医書『明堂五藏論』釈読補訂」(『中国研究集刊』第六六号、二〇二〇年八月)など。